

狂犬病予防法の特例に基づく犬の登録手数料免除取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市手数料条例（昭和25年条例第6号。以下、「手数料条例」という。）第7条第3号の規定に基づき、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録手数料の免除について、必要な事項を定めるものとする。

(手数料の免除)

第2条 本要綱の手数料の免除は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第1項の規定に基づく環境大臣の通知により、同法第39条の7第2項の規定に基づき狂犬病予防法第4条第1項の犬の登録の申請があったとみなされたものを対象とする。

(免除の申請)

第3条 前条の対象とされたものは、本要綱における手数料の免除の申請をしたものとみなす。

(対象手数料)

第4条 手数料条例第2条第139号（狂犬病予防法第4条第2項の規定に基づく犬の登録手数料）の全額を免除とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。